

一 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分とこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよう
 に改める。

改正後	改正前
<p>(流動負債の区分表示) 第四十九条 「略」</p> <p>2 「略」</p> <p>3 第一項第七号の未払法人税等とは、法人税、地方法人税、住民税（都道府県民税及び市町村民税をいう。以下同じ。）、<u>事業税及び特別法人事業税の未払額をいう。</u></p> <p>〔4・5 略〕</p> <p>(当期純利益又は当期純損失) 第九十五条の五 次に掲げる項目の金額は、その内容を示す名称を付した科目をもつて、<u>税引前当期純利益金額又は税引前当期純損失金額の次に記載しなければならない。</u></p> <p>一 当該事業年度に係る法人税、<u>地方法人税、住民税並びに利益に</u>関連する金額を課税標準として課される事業税及び特別法人事業税（以下「法人税、住民税及び事業税」という。）（次号に掲げる項目に該当するものを除く。）</p> <p>〔二・三 略〕</p> <p>〔2と4 略〕</p>	<p>(流動負債の区分表示) 第四十九条 「同上」</p> <p>2 「同上」</p> <p>3 第一項第七号の未払法人税等とは、法人税、地方法人税、住民税（都道府県民税及び市町村民税をいう。以下同じ。）<u>及び事業税の未払額をいう。</u></p> <p>〔4・5 同上〕</p> <p>(当期純利益又は当期純損失) 第九十五条の五 「同上」</p> <p>一 当該事業年度に係る法人税、<u>地方法人税、住民税及び利益に</u>関連する金額を課税標準として課される事業税（以下「法人税、住民税及び事業税」という。）（次号に掲げる項目に該当するものを除く。）</p> <p>〔二・三 同上〕</p> <p>〔2と4 同上〕</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。